

ぐんすい

ふれっしゅ郡水

2024
Vol. 68

県域水道一体化への参加が 決定しました!!

令和7年4月1日から大和郡山市の水道事業は、
奈良県広域水道企業団に引き継がれます。

県域水道一体化の目的は、人口減少に伴う水道使用量(料金)の減少や水道施設の老朽化に対し、広域で連携して安全で安心な水道水を将来に渡って持続的に提供することです。

県域水道一体化により設立される企業団とは、奈良県及び当市を含めた26市町村の27団体により構成される特別地方公共団体(公営企業)です。

令和7年4月1日から事業統合により、水道事業の経営は企業団に引き継がれますが、大和郡山市の事務所は現在の場所で存続します。

また、下水道事業の経営については、今までどおり大和郡山市が経営します。
水道・下水道に関するお問い合わせにつきましても今までどおり、下記のお客さまセンターにご連絡ください。

連絡先

所在地：大和郡山市植槻町6-10
TEL.0743-53-3661(お客さまセンター)

令和7年4月1日以降も所在地・電話番号は変わらず、今までどおりです。

事業統合による主な変更については、裏面をご覧ください。

事業統合後の水道事業について

1 令和7年4月1日から水道料金体系が変わります。

【新料金体系(1か月あたり)(案)※】

一 般 用	□ 径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)						
			1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501㎡~
	13mm	390	85	147	184	242	300	358	416
	20mm	870							
	25mm	1,440							
	30mm	2,170							
	40mm	3,920							
	50mm	6,830							
	75mm	15,530							
	100mm	28,690							
150mm	65,280								
200mm	118,230								

円(税抜)

浴場用 (湯屋用)	口径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)
			1㎡~
	13mm	270	
	20mm	370	
	25mm	420	
	30mm		
	40mm	600	60
	50mm		
	75mm		
	100mm		
	150mm		
	200mm		

円(税抜)

料金体系により料金が上がる方については、当初5年間は今までの料金となる経過措置が適用されます。5年後以降の経過措置については、次回の料金を検討する時に多角的に協議されて決定します。

●単身世帯の場合(13mmで10㎡を使用)

現行料金 1,170 円 < 新料金 1,240 円 → 1,170 円

●単身世帯の場合(20mmで10㎡を使用)

現行料金 1,780 円 > 新料金 1,720 円 → 1,720 円



●大人2人子供2人の場合(13mmで20㎡を使用)

現行料金 2,720 円 > 新料金 2,710 円 → 2,710 円

●大人2人子供2人の場合(20mmで20㎡を使用)

現行料金 3,330 円 > 新料金 3,190 円 → 3,190 円



●小口の事務所など(25mmで30㎡を使用)

現行料金 5,890 円 > 新料金 5,600 円 → 5,600 円



1か月あたり(円:税抜)

左記モデルケースは、参考として、世帯人数や事務所規模により設置されている口径や使用される水量を想定したものです。実際には、水道料金は実際の口径・使用水量によって算出され、下水道料金と合わせて請求されます。なお、下水道事業は今までどおり大和郡山市が経営し、下水道料金体系は変わりません。

※企業団の水道料金体系は令和7年2月に予定している企業団議会にて正式決定されます。

2 令和8年度に北郡山浄水場が廃止されます。



費用を効率化して耐震化などを図るため、県域水道一体化の参加団体が保有する浄水施設・設備が統合されます。(県内に14ある浄水場を8施設に統合)

本市では、昭和浄水場が存続し、北郡山浄水場が廃止(令和8年度予定)されます。北郡山浄水場の廃止に伴い、現在の北郡山浄水場給水区域は井戸水から県営水道の水に切り替わります。

- 浄水場
- 昭和系(井戸水+県営水道)
- 矢田山系(県営水道)
- 北郡山浄水場の廃止に伴って(井戸水→県営水道)へ変更

※昭和系と北郡山系の給水区域は、水圧の関係で押し合っており、はっきりと決まっておりません。

水道事業

水道水をつくるための収入と支出(収益的収支)

収入

20億788万円

お客さまからの
水道料金

16億4,435万円

分担金償却収益等
3億6,353万円

支出

17億7,496万円

県営水道の受水費
5億9,800万円

修繕費や委託料などの物件費
4億7,483万円

人件費 1億5,839万円

施設の減価償却費
4億8,761万円

収支差額
2億3,292万円

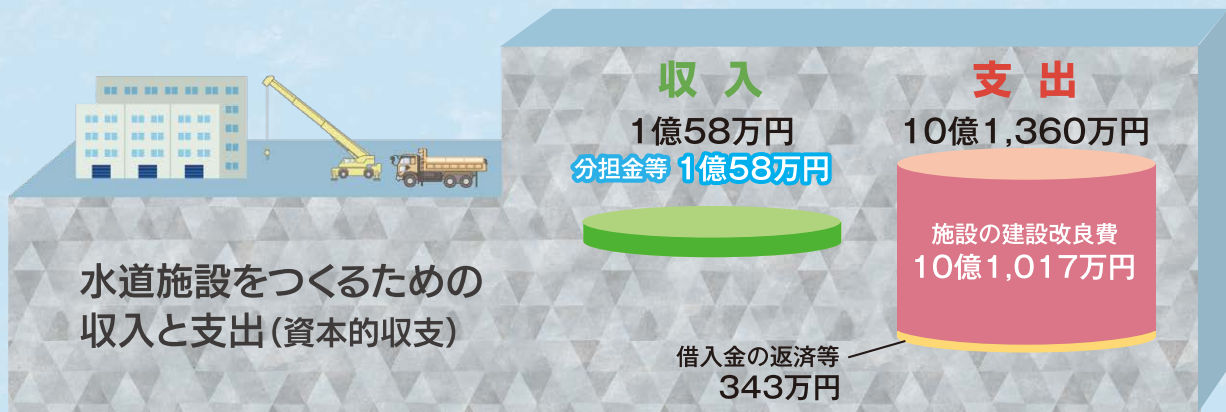
	令和4年度	令和5年度
給水人口(人)	84,557	83,841
給水戸数(戸)	39,533	39,753
年間配水量(m ³)	9,757,946	9,677,234
年間有収水量(m ³)	8,913,054	9,025,550
給水収益(円)	1,475,849,850	1,644,348,210

支払利息等
5,613万円



繰入

留保資金



3 その他の変更について

企業団への移行に伴い、水道料金・下水道料金のご請求・お支払いのタイミング、検針票や納付書のデザイン等が変更となる予定です。

決定次第、市ホームページや市広報「つながり」にてご案内いたします。

企業団による水道事業経営の各事項については令和7年2月に予定している企業団議会にて正式決定されます。

県域水道一体化についての詳細・経緯については、市ホームページ(右の二次元コード)にまとめて掲載していきます。

順次、情報を掲載していきますので、リンク先の各ページにてご確認ください。

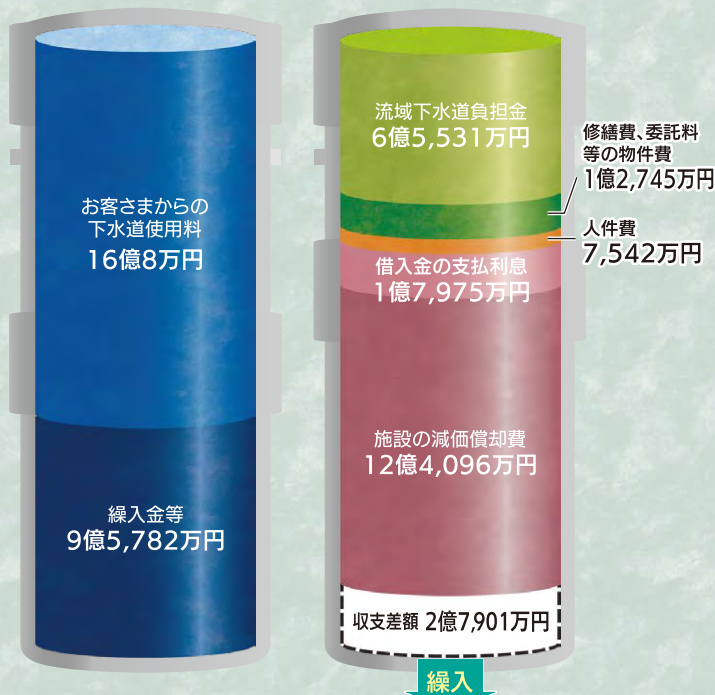


県域水道一体化についての詳細と経緯➡

下水道事業

下水を処理するための 収入と支出(収益的収支)

収入 25億5,790万円
支出 22億7,889万円



下水道施設をつくるための 収入と支出(資本的収支)

収入 10億3,440万円
支出 18億9,646万円



留保資金

資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんしました。



令和5年度は建設改良費が7億1,285万円を要し、管路延長618mを建設することができました。

流域下水道負担金とは、汚水や雨水を奈良県の流域下水道処理施設へ流しているため、その排水量に応じて奈良県に支払うお金になります。



公共下水道への接続をお願いします。

下水道が使用できるようになりますと、供用開始される区域を告示します。告示された区域では、遅滞なく（汲み取り便所の場合は3年以内）排水設備を設置することが下水道法により義務づけられています。排水設備とは、水洗便所、台所、風呂などから排出される生活排水や宅地内の雨水を公共下水道へ排除するために宅地内に設置される私設ます、排水管などのことです。公共下水道への接続は、快適な生活と川をきれいにするなど良好な環境を実現するための重要な要素ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

排水設備工事は大和郡山市排水設備等指定工事店で

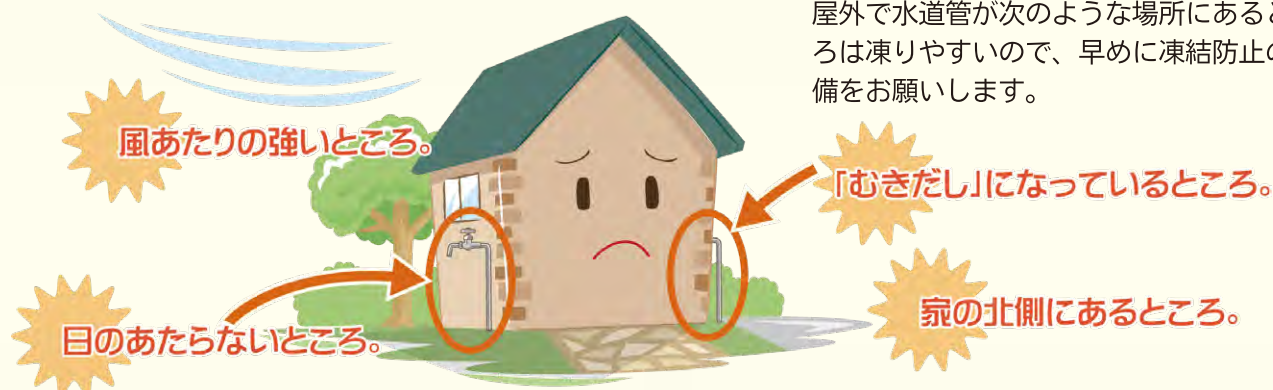
排水設備工事は、大和郡山市排水設備等指定工事店に依頼して下さい。排水設備工事は、市が指定した排水設備等指定工事店でしか施工できません。また、工事等に関する手続きは皆様に代わって排水設備等指定工事店が行います。

※大和郡山市排水設備等指定工事店名簿は市のホームページから見るができます。



水道管の凍結について

冬は水道管の凍結にご注意してください



気温がマイナス4℃以下になりますと、水道管が凍り破裂することがあります。屋外で水道管が次のような場所にあるところは凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

水道管が破裂してしまったら…

メーターボックスの中にある止水栓(バルブ)を右回しに閉めて水をためてください。

すぐにお近くの大和郡山市の指定給水装置工事事業者へ依頼し修理をしてください。

修理費はお客様の負担となります。



水道管が凍ってしまったら…

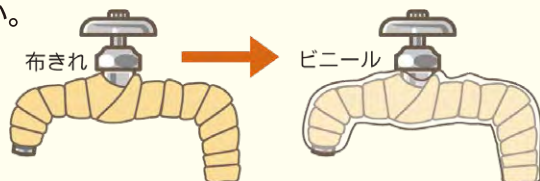
凍ってしまった部分に、タオルや布をかぶせて、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてときます。



❗ 熱湯を急にかけて水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

水道管の防寒の方法

「むきだし」になっている水道管や蛇口に保温材や古い毛布・布きれなどを巻きつけ、これらがぬれないように、その上からビニールなどを巻いてください。蛇口が破裂しやすいので完全に包んでください。



水道メーターも破裂することがありますので、メーターボックスの中に古い毛布・布きれなどを入れてください。



給水装置が故障したら

給水装置が故障したらすぐに修理してください。ご家庭でなおせない故障はとりあえず応急措置をして、大和郡山市指定の給水装置装置工事事業者（指定工事店）に修理を依頼するか、上下水道部お客さまセンター（電話番号：0743-53-3661）にお問い合わせください。お客さまセンターへのお問い合わせの場合は、指定工事店の連絡先をお伝えしますので、お客さまから指定工事店へ修理依頼をしてください（お客さまセンターが直接修理するものではありません）。

なお、共同住宅やマンション等で管理人・管理組合等がある場合は、そちらへお問い合わせください。

使用者または所有者の善良な管理にもかかわらず、床下や壁の中など目視できない箇所で見えなかったメーターの取付部以降の給水管及びこれに付随する受水槽の破損等による漏水は、水道料金が減免される場合があります。くわしくは、上下水道部お客さまセンターにお問い合わせください。

水道水の水質基準について 令和6年水道水の水質結果

		試験項目	単位	水質基準値	昭和浄水系	北郡山浄水系	矢田山系
健康に関する項目	病原生物	1 一般細菌	個/mL	100以下	0	0	0
		2 大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出
	重金属	3 カドミウム・その化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
		4 水銀・その化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
		5 セレン・その化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		6 鉛・その化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		7 砒素・その化合物	mg/L	0.01以下	0.003	0.001未満	0.001未満
		8 六価クロム・その化合物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.005未満	0.002未満
		9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	消毒副生	10 シアン化物イオン・塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	無機物質	11 硝酸・亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.08	0.48	0.20
		12 フッ素・その化合物	mg/L	0.8以下	0.07	0.08	0.05未満
		13 ホウ素・その化合物	mg/L	1.0以下	0.06	0.02	0.01
	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.002未満	0.005未満
		16 シス/トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	消毒副生成物	21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.30	0.17	0.06未満
		22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.024	0.005	0.008
		24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
		25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.007	0.002	0.003
		26 臭素酸	mg/L	0.01以下	0.003	0.001未満	0.001未満
		27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.044	0.011	0.017
		28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.013	0.003未満	0.003
		29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.013	0.004	0.005
		30 ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
水道水が有すべき性状に関連する項目	色	32 亜鉛・その化合物	mg/L	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		33 アルミニウム・その化合物	mg/L	0.2以下	0.03	0.03	0.03
		34 鉄・その化合物	mg/L	0.3以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		35 銅・その化合物	mg/L	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		36 ナトリウム・その化合物	mg/L	200以下	34.4	17.5	6.1
	味色	37 マンガン・その化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		38 塩化物イオン	mg/L	200以下	22.6	8.1	7.8
	味	39 硬度(Ca, Mg)	mg/L	300以下	56	65	39
		40 蒸発残留物	mg/L	500以下	172	163	67
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	臭気	42 ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000002
		43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001
	発泡	44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	臭気	45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	味	46 有機物(TOC)	mg/L	3以下	0.9	0.4	0.3
基礎的性状		47 P H 値		5.8以上8.6以下	7.5	7.4	7.5
		48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
		49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
		50 色度	度	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
		51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※令和6年3月・6月・9月の3ヶ月の検査結果の平均値です。

※42・43項目は夏期の3ヶ月平均値、3～6・8・9・13～20・32・33・35・37・41・44・45項目は6月の検査結果です。